

中華人民共和國國務院令

第 626 号

2012 年 10 月

日本貿易振興機構（ジェトロ） 北京事務所 編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国国务院令

第 626 号

『欠陥自動車製品リコール管理条例』は 2012 年 10 月 10 日国务院第 219 回常务会议で通過し、現に公布し、2013 年 1 月 1 日から施行する。

総理 温家宝

2012 年 10 月 22 日

欠陥自動車製品リコール管理条例

第一条 欠陥自動車製品リコールを規範化させ、監督管理を強化させ、人身、財産安全を保障するために、本条例を制定する。

第二条 中国国内で生産・販売される自動車と自動車トレーラ（以下自動車製品と総称）のリコール及び監督管理につき本条例を適用する。

第三条 本条例による欠陥とは、設計、製造、標識などの原因により同じロット、型番或は類別の自動車製品には人身財産安全を保障する国家基準、業界基準に合致しない状況或はほかの人身財産安全に係わる不合理なリスクが普遍的に存在することである。

本条例によるリコールとは、自動車製品の生産業者が販売した自動車製品に対し欠陥除去のために措置を取る活動のことである。

第四条 国务院製品品質監督部門は全国における欠陥自動車製品リコールの監督管理の活動を担当する。

国务院関連部門は各々に職責範囲内で欠陥自動車製品リコールの関連監督管理活動を担当する。

第五条 国務院製品品質監督部門は活動の需要に応じて、省、自治区、直轄市人民政府の製品品質監督部門、輸出入商品検査機構に委託して欠陥自動車製品リコール監督管理の活動を一部で担当してもらうことができる。

国務院製品品質監督部門の欠陥製品リコール技術機構は国務院製品品質監督部門の規定に基づき、欠陥自動車製品リコールに関する具体的な技術活動を担当する。

第六条 何れかの単位と個人も製品品質監督部門に自動車製品に存在する可能性のある欠陥について訴える権利を有する。国務院製品品質監督部門は公衆が知りやすい形で社会向けに苦情取扱の電話、電子メールと通信住所を公布するものとする。

国務院製品品質監督部門は欠陥自動車製品の関連情報の収集・分析を行うために、欠陥自動車製品リコール情報管理システムを構築するものとする。

製品品質監督部門、自動車製品主管部門、商務主管部門、税関、公安機関交通管理部門、交通輸送主管部門、工商行政管理部門などの関連部門は自動車製品の生産、販売、輸入、登記検査、修理維持、消費者苦情、リコールなどの情報に関する共通メカニズムを構築するものとする。

第七条 製品品質監督部門と関連部門、機構及びその役員は本条例の規定による職務を履行する上で知る商業機密と個人情報等を漏らしてはいけない。

第八条 欠陥自動車製品に対し、生産業者は本条例に基づき全部でリコールするものとする。生産業者はリコールを実施しない場合、国務院製品品質監督部門は本条例に基づき、リコールを命じるものとする。

本条例による生産業者とは中国国内で法律により設立され、自動車製品を生産し、その名義で製品合格証明書を授与される企業のことである。

中国国外から自動車製品を輸入して国内で販売する企業を前述の箇条による生産業者と見なす。

第九条 生産業者は自動車製品の設計、製造、標識、検査などに関する情報記録及び自動車製品初回販売のオーナー情報記録を作成・保存するものとする。且つ、保存期間が10年間を下回ってはいけない。

第十条 生産業者は下記の情報を届出として国務院製品品質監督部門に提出するものとする。

(一) 生産業者の基本情報

(二) 自動車製品の技術的パラメータと自動車製品初回販売のオーナー情報

(三) 自動車製品に人身・財産安全に係わる故障で発生する修理、取替、返品の情報

(四) 自動車製品について中国国外でリコールを実施する情報

(五) 国務院製品品質監督部門が届け出を求めるほかの情報。

第十一条 自動車製品の販売・レンタル・メンテナンスを行う経営業者(以下経営業者と総称)は国務院製品品質監督部門による規定に基づき、自動車製品関連情報記録を作成・保存するものとする。且つ、保存期間が5年間を下回ってはいけない。

経営業者は自動車製品に欠陥があることを知る場合、直ちに欠陥自動車製品の販売・レンタル・使用を停止し、生産業者にリコールを実施することを協力するものとする。

経営業者は自動車製品に欠陥が存在する可能性のある関連情報を国務院製品品質監督部門に報告し、生産業者に通報するものとする。

第十二条 生産業者は自動車製品に欠陥の存在する可能性があるとする場合、直ちに調査分析を行い、如実に国務院製品品質監督部門に調査分析の結果を報告するものとする。

生産業者は自動車製品に欠陥が存在することを確認する場合、直ちに欠陥自

動車の生産・販売・輸入を停止し、リコールを実施するものとする。

第十三条 国務院製品品質監督部門は自動車製品に欠陥の存在する可能性があると知った場合、直ちに生産業者に調査分析を展開させるものとする。生産業者は通知により調査分析を展開しない場合、国務院品質監督部門は直ちに欠陥調査を展開するものとする。

国務院製品品質監督部門は自動車製品に深刻な結果をもたらす欠陥の存在する可能性があると主張する場合、直接的に欠陥調査を展開することができる。

第十四条 国務院製品品質監督部門は欠陥調査を展開するには、生産業者、経営業者の生産経営場所に入入りし、現場調査を行い、関連資料と記録を照会・複写し、関連機構と個人に自動車製品に欠陥が存在する可能性の状況について質問することができる。

生産業者は欠陥調査を協力し、調査に必要な関連資料、製品と専用設備を提供するものとする。経営業者は欠陥調査を協力し、調査に必要な関連資料を提出するものとする。

国務院製品品質監督部門は生産業者、経営業者が提供する資料、製品と専用設備を欠陥調査に必要な技術検査と鑑定目的以外に使用してはいけない。

第十五条 国務院製品品質監督部門は調査を経て自動車製品に欠陥が存在すると認定する場合、直ちに生産業者にリコール実施の通知を送るものとする。

生産業者は自動車製品に欠陥が存在しないと主張する場合、通知を受け取ってから 15 日の勤務日以内に国務院製品品質監督部門に異議を申し立て、証明材料を提出することができる。国務院製品品質監督部門は生産業者と利害関係のない専門家を集めて証明材料に対し論証を受けるものとし、必要に応じて自動車製品に対し技術的検査或は鑑定を行うこともある。

生産業者は通知通りにリコールを実施せず、本条第二箇条の規定期限内に意

義を申し立てず、又は国務院製品品質監督部門は本条第二箇条の規定に基づき論証、技術的検査、鑑定を経て自動車製品に欠陥が存在すると認定する場合、国務院製品品質監督部門は生産業者にリコール実施を命じるものとする。これを受けて、生産業者は直ちに欠陥自動車製品の生産・販売・輸入を停止し、リコールを実施するものとする。

第十六条 生産業者はリコールを実施するには、国務院製品品質監督部門による規定に基づき、リコール計画を立て、届出として国務院製品品質監督部門に提出するものとする。登録済みのリコール計画を改定するには改めて登録しておくものとする。

生産業者はリコール計画通りにリコールを実施するものとする。

第十七条 生産業者は届出として国務院製品品質監督部門にリコール計画を提出すると同時に、販売業者に通報するものとする。販売業者は直ちに欠陥自動車製品の販売を停止するものとする。

第十八条 生産業者はリコールを実施するには、公衆が知りやすい形で情報を発布し、オーナーに自動車製品に存在する欠陥、損害発生を避ける応急処置方法と生産業者が欠陥除去のために取る措置などの事項を知らせるものとする。

国務院製品品質監督部門は即時に社会向けに確認済みの欠陥自動車製品情報及び生産業者のリコール実施の関連情報を発布するものとする。

オーナーは生産業者のリコール実施を協力するものとする。

第十九条 リコールが実施される欠陥自動車製品に対し、生産業者は欠陥除去のために即時に修正或は標識補充、修理、取替、返品などの措置を取るものとする。

生産業者は欠陥除去の費用と欠陥自動車製品運搬の必要な費用を受け持つものとする。

第二十条 生産業者は国務院製品品質監督部門による規定に基づき、リコール段階的報告書とリコールマツメ報告書を提出するものとする。

第二十一条 国務院製品品質監督部門はリコール実施状況に対し監督を行い、生産業者と利害関係のない専門家を集めて欠陥除去の効果に対し評価を行ってもらふものとする。

第二十二条 生産業者は本条例の規定に違反し、下記の何れかに合致する場合、製品品質監督部門は改正を命じる。改正を拒否する場合、5万元以上20万元以下の罰金を課す。

- (一) 規定通りに自動車製品、オーナーの関連情報記録を保存しない場合
- (二) 規定通りに関連情報、リコール計画を登録しない場合
- (三) 規定通りに関連リコール報告を提出しない場合。

第二十三条 本条例の規定に違反して、下記の何れかに該当する場合、製品品質監督部門は改正を命じる。改正を拒否する場合、50万元以上100万元以下の罰金を課す。違法所得がある場合、違法所得を没収する。情状が深刻である場合、許可機構は関連許可書を取上げる。

- (一) 生産業者、経営業者は製品品質監督部門による欠陥調査を協力しない場合。
- (二) 生産業者は登録済みのリコール計画通りにリコールを実施しない場合。
- (三) 生産業者はリコール計画を販売業者に通報しない場合。

第二十四条 生産業者は本条例の規定に違反し、下記の何れかに該当する場合、製品品質監督部門は改正を命じ、欠陥自動車製品貨物価値金額の1%以上10%以下の罰金を課す。違法所得がある場合、違法所得を没収する。情状が

深刻である場合、許可機構は関連許可書を取上げる。

- (一) 欠陥自動車製品の生産・販売・輸入を停止しない場合
- (二) 欠陥状況を隠してごまかす場合
- (三) リコールを命じられてもリコールを実施しない場合。

第二十五条 本条例の規定に違反し、欠陥自動車製品リコールに対し監督管理を行う役員は下記の何れかに該当する場合、法律により処分を行う。

- (一) 生産業者、経営業者が提供する資料、製品と専用設備を欠陥調査に必要な技術的検査と鑑定以外の目的以外に使用する場合
- (二) 当事者の商業機密或は個人情報等を漏らす場合
- (三) 職務を怠り、情実にとらわれて不正行為を犯し、職権を乱用することなどほかの行為。

第二十六条 本条例の規定に違反して犯罪を構成する場合、法律により刑事責任を追究する。

第二十七条 自動車製品出荷時に自動車に装備されないタイヤに欠陥がある場合、タイヤの生産業者はリコールを担当する。具体的な方法について国務院製品品質監督部門は本条例を産業界に制定する。

第二十八条 生産業者は本条例の規定に基づき欠陥自動車製品をリコールしても、法律により受け持つべき責任を免除されない。

自動車製品に本条例に規定される欠陥以外の品質問題がある場合、オーナーは製品品質法、消費者権益保護法などの法律、行政法規と国家関連規定及び契約書に基づき、生産業者、販売業者に修理、取替、返品、損失賠償などの関連法律責任を受け持つことを要求する権利を有する。

第二十九条 本条例は2013年1月1日から施行する。